

## もし、あなたが

# 災害に遭ったら

区では、災害発生後、自宅が安全な場合は、避難所へ行かず自宅にとどまる「在宅避難」を推奨しています。改めて、在宅避難に必要な準備を確認しましょう。なお、火災や倒壊等により自宅で生活ができないときは、避難所に避難しましょう。

問合せ 防災課防災管理係 ☎内線492

## 在宅避難

在宅避難には、屋内安全対策と備蓄が欠かせません。区では、家庭での災害対策の紹介や助成等を行っています。

### ▶ 自宅の安全確保に役立つ助成制度

災害時に電気が復旧した際に起こる通電火災を防ぐための「感震ブレーカー」や、家具類の転倒・落下・移動を防ぐ対策器具の設置・購入費用の助成を行っています。

### ▶ 防災用品のあっせん事業

災害時に役立つ簡易トイレや備蓄食料・保存飲料水等の防災用品等のあっせんを行っています。

申込方法やその他の備えの詳細は、荒川区ホームページ（右の二次元コード）をご覧ください。



自宅で生活ができない場合は  
**避難所へ避難**



町会・自治会ごとに、避難所等を指定しています。荒川区防災地図（地震版）で、事前に自分の避難所・避難経路の確認をしましょう。

2面で、避難所生活をより良く過ごすポイントを紹介します

## 災害でひとりの犠牲者も出さない荒川区を目指して

今年、令和7年（2025年）は、阪神・淡路大震災から30年を迎える節目の年です。国内で初めて震度7を記録し、6000人以上を超える犠牲者が出ました。また、火災や建物の倒壊のほか、避難所での長期間の生活による「災害関連死」が大きな課題になりました。地震が発生しても、自宅に倒壊の恐れがなく、周辺で延焼の危険性がない場合は、避難所への避難ではなく、自宅にとどまる在宅避難が有効です。こうしたことを踏まえ、令和7年度の予算編成案では、分譲マンションの震災対策費用の一部補助等により、在宅避難が可能なマンションを増やすための取り組みを推進するほか、地域防災リーダーの育成、備蓄物資の段階的な充実等、防災対策のさらなる強化を図っています。併せて、区では町会・自治会の皆様と一体となり、定期的に避難所開設・運営訓練を実施しています。この訓練は、避難生活に必要なとなる段ボールベッドの組み立てやマンホールトイレの設置等、災害を想定した実践的な内容となっています。区民の皆様には訓練への積極的な参加とともに、日ごろからの家庭での7日分の備蓄や屋内安全対策を進めていただくよう、お願いいたします。今後も、災害でひとりの犠牲者も出さないまちづくりのために、全力で取り組んで参ります。



荒川区長  
たさぐち たく  
滝川学